

平成28年9月15日

第3回県央・湘南・小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の
3地区合同開催について

平成26年1月27日に施行されました「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、県央交通圏・湘南交通圏・小田原交通圏が「準特定地域」として指定され、タクシー事業の適正化・活性化に向けて取組を進めているところであります。

つきましては、第3回「県央・湘南・小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会」の3地区合同による協議会を下記の通り開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画希望の方は、開催日の30日前（10月3日・月曜）までに問い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日時 平成28年11月2日（水） 10:00～
2. 場所 平塚プレジール（農協会館）6階「若松」
平塚市八重咲町3-8
3. 予定している議題 (1) 設置要綱の改正について（小田原交通圏）
(2) タクシー事業の現状について
(3) 適正化、活性化にかかる取組について
(4) 公定幅運賃の変更について（小田原交通圏）
(5) その他 等

<問い合わせ先>

県央・湘南・小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会事務局
（一般社団法人 神奈川県タクシー協会 会田・芦澤）
電話 045-241-3577